

「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案要綱(案)」(概要)

取組の背景と目的

背景

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めており、こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることにつながりかねないものです。

大阪市では、在日韓国・朝鮮人の方々をはじめ多くの外国人が居住している中、市内において現実にヘイトスピーチが行われているといった状況に鑑み、大阪市は、市民の人権を擁護すべき基礎自治体として、ヘイトスピーチに対して独自で可能な方策をとることで、「ヘイトスピーチは許さない」という姿勢を明確に示していくこととします。

目的

ヘイトスピーチに対処するため本市がとる措置等に関し必要な事項を定めることにより、市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図ることを目的とします。

条例の基本的な考え方

(1) 本市としての姿勢の表明

ヘイトスピーチに対しては、その拡散防止措置をとるだけでなく、大阪市としてヘイトスピーチを許さないという姿勢を明らかにするため、本市としての認識を公表することとします。

(2) 司法判断の促進

ヘイトスピーチの問題は、個人の尊厳と表現の自由という憲法が保障する権利・自由の相互調整という要素が大きく、これらは最終的には司法機関により判断されることから、行政機関である本市としては、訴訟等の支援を通じて司法判断を促進することとします。

(3) ヘイトスピーチ該当性等についての審査会による審査の前置

(2)に記載のとおり、ヘイトスピーチの問題は憲法が保障する権利・自由の相互調整という極めて専門的な問題であるとともに、不確定な概念をもって定義せざるを得ないことから、方策をとるに当たっては、その種類・内容にかかわらず、まずヘイトスピーチ該当性等について学識経験者等で構成される大阪市ヘイトスピーチ審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴くこととします。

ヘイトスピーチの定義

(1) 対象

ヘイトスピーチの対象は、人種又は民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人の属する集団に向けられたものとします。

(2) 要件

ヘイトスピーチというための要件として、「社会からの排除等といった目的性」、「侮蔑・誹謗中傷といった態様面」及び「不特定多数の者が表現内容を知り得るといった対象者の不特定性」の3つの要件を設けます。

(3) 拡散活動

表現活動そのものだけでなく、表現活動を記録した印刷物やDVD等の頒布・販売や上映、インターネット動画サイトへの投稿など元となる表現活動の拡散活動も対象とします。

方策の対象となるヘイトスピーチ

方策の対象とするヘイトスピーチは、本市が地方自治体であることから、以下のものに限定することとします。

(1) 市域内で行われたもの

(2) 市域外で行われたものであって、

ア 市民等に関するもの(他市町村で市民等に対するヘイトスピーチが行われた場合など)

イ 市域内で行われたヘイトスピーチを市域内に拡散するもの(市域内で行われたヘイトスピーチをインターネットで公開する場合など)

審査会における事前審査

方策をとるに当たっては、緊急の必要がある場合を除き、事前に審査会の意見を聴くこととします。

方策の内容

(1) ヘイトスピーチの拡散防止措置及び認識等の公表

- ・ヘイトスピーチに対しては、市内居住者や在勤在学者等からの申出又は職権により、その拡散防止措置をとるとともに、表現内容が拡散しないよう十分に留意した上で本市としての認識を公表することとします。
- ・また、抑止効果が認められる場合には、ヘイトスピーチをしたものの氏名等を公表することとします。

参考 公表内容の例

「平成 年 月 日に大阪市役所前で行われた街宣活動において、特定の民族を社会から排除し差別を扇動する発言があり、当該発言はヘイトスピーチに該当すると認定したので、街宣活動の主催者団体に対して発言に関する改善勧告を行うとともに、大阪法務局に大阪市の認識を通知した」

(2) 訴訟等の支援

- ・ヘイトスピーチについての司法判断を促進するため、本市住民又は本市住民の属する団体がヘイトスピーチに関する訴訟や仮処分等をする場合には、予算の範囲内において、事案の内容に即して費用の貸付け等の支援をすることとします。
- ・訴訟等の費用の貸付けについては、裁判所が有益な判断をした場合には、その結果にかかわらず貸付金の返還を免除できることとします。

(3) 訴訟等以外の支援

- ・訴訟等の支援のほか、市内居住者や在勤在学者が自らに関するヘイトスピーチによる被害の拡大の防止のための措置等をとる場合には、予算の範囲内において、事案の内容に即して必要な支援を行うこととします。
- ・なお、金銭の貸付等の支援については、本市住民又は本市住民の属する団体に限ることとします。

施行期日等

(1) 施行期日

- ・条例は、公布の日から施行しますが、本市がとる方策に関する規定は、一定の周知期間及び準備期間を置いてから施行することとします。

(2) 適用区分

- ・本市がとる方策に関する規定は、当該規定の施行後に行われたヘイトスピーチについて適用することとします。

ヘイトスピーチへの対処に関する手続きの流れ

